

おおたコミュニティーカレッジ実施要項

(目的)

第1条 この要項は、市民の学習意欲に応じて、市の行政情報及び専門知識を有する職員の有効活用を図るための学習講座（以下「おおたコミュニティーカレッジ」という。）を開催し、もって市民参加と生涯学習のまちづくりの推進に寄与する事を目的とする。

(事務局)

第2条 事務局は市民生活部生涯学習課内に置く。

(対象)

第3条 おおたコミュニティーカレッジは、市内に在住、在勤、在学する概ね10人以上で構成される団体、（学校関係、社会教育団体、福祉団体、その他市長が適当と認める団体等）からの要請を受けて開催する。

(内容)

第4条 おおたコミュニティーカレッジの講座内容は、前条の団体から講座内容、講師についての要望に合わせ講師を選定し、講師と事前に打ち合わせを行い協議するものとする。

(講師)

第5条 おおたコミュニティーカレッジの講師は、当該講座内容に精通する職員とする。

(開催時間及び場所)

第6条 おおたコミュニティーカレッジの開催時間は、午前9時から午後9時までのうち2時間以内とし、開催場所は、団体等の責任者（以下「申込者」という。）が市内に確保するものとする。

(申し込み等)

第7条 申込者は、開催希望日の2か月前までに事務局と事前協議を行い、講座日程を調整する。日程調整後、申込者が日程調整終了後14日以内に、別紙申込書を事務局に提出するものとする。その後の詳細についての打ち合わせは講師と申込者で行うこととする。また、講座終了後は申込者が事務局へ報告書を提出する。

(受講の受付)

第8条 申し込みがあったときは、原則として特別な事情がない限り、受け付けるものとする。特別な事情とは公序良俗、政治、宗教、営利目的など本趣旨に反する場合とする。

(変更等の届出)

第9条 おおたコミュニティーカレッジの変更中止は申込者がすみやかに届け出なければならない。

(講師料)

第10条 おおたコミュニティーカレッジの講師は、無料とする。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成9年9月1日から施行する。

附則

この要項は、平成10年6月1日から施行する。

附則

この要項は、平成13年6月1日から施行する。

附則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。